

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他)

No	27	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税、国有資産等 所在市町村交付金、自動車税、軽自動車税）		
要望 項目名	2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置		
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国際園芸博は、国際博覧会条約に基づいて開催される国際博覧会である。 国際園芸博では70程度の国及び国際機関からの参加を目標としており、政府としては、国際園芸博の円滑な準備及び開催に資するよう必要な措置を講じる責務がある。 ・特例措置の内容 国際園芸博に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者、博覧会協会等による円滑な準備・開催のために地方税に関して必要な措置を講じる。		
関係条文	—		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 国際園芸博の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、参加国・参加者に税制面で便宜を図ることが求められている。公式の参加者等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現できるように体制を整える。 （２）施策の必要性 国際園芸博の開催は、GX、グリーンインフラ、みどりの食料システム戦略等の我が国の取組を具体的に提示し、気候変動対策、生物多様性の保全といった国際社会の共通課題解決の取組を先導するために重要なプロジェクトである。 国際園芸博の開催に際しては、多数の参加者等からの出展が予想される。 博覧会国際事務局（BIE）からの要請に基づき、国際園芸博の円滑な準備及び運営を支援するため、公式の参加者等について、国際園芸博にかかる活動に関して課税されないようにするなどの措置を講じる必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 2 5 都市再生・地域再生を推進する
		政策の達成目標	公式の参加者等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じること で、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現させる。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	固定資産税及び都市計画税：令和 7 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（4 年間） その他：令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（3 年間）
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	公式の参加者等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じること で、公式の参加者等の公平性を担保し、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現する ことが可能となることが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても、2027 年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置（法人 税、所得税）を要望。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と 要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	BIE の要請に基づき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、本博覧会の円滑な準備 及び開催を実現するため、公式の参加者等に対して所要の措置を講じることが適当である。

これまでの 税負担軽減措置等の 適用実績と効果に 関連する事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—